

令和3年4月1日から適用されます

「溶接ヒューム」が特定化学物質に！

金属アーク溶接等で発生する「溶接ヒューム」はこれまで「粉じん」として健康障害防止対策を講じてきましたが、今般、溶接ヒュームに含まれる化学物質について労働者への健康障害のリスクが高いと認められたことから、粉じん対策に加え、**特定化学物質に追加**し、ばく露防止措置などの必要な対策を講じていただくために、政令と厚生労働省令が改正されました。

これにより、特定化学物質等作業主任者の選任や特殊健康診断及び作業環境測定の実施が義務付けられることとなりました。

1 政令の改正の概要

- (1) 特定化学物質（第2類物質）に「溶接ヒューム」とこれまでマンガンから除かれていた「塩基性酸化マンガン」を追加しました。
- (2) これまで金属アーク溶接等作業を行う者については「アーク溶接特別教育」を受講して頂く必要がありましたが、今回の改正でこれに加え、アーク溶接等作業を現場で指揮する方は「**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**」を修了した方を作業主任者として選任する必要があります。なお、作業主任者の選任につきましては、令和4年4月1日までに行ってください。
- (3) これまで金属アーク溶接等作業を行う者については粉じん障害防止のため、所見がない場合は3年に1回の「じん肺健康診断」の実施が必要でしたが、今回の改正で、「溶接ヒューム」に係る「**特殊健康診断**」についても6か月以内に1回、定期に実施する必要があります。
- (4) 塩基性酸化マンガンの製造・取扱業務を行う屋内作業場については、作業環境測定の対象となります。なお、溶接ヒュームについては、定期的な作業環境測定の実施は必要ありません。

※「金属アーク溶接等作業」には、作業場所が屋内又は屋外であることに問わず、アークを熱源とする溶接、溶断、ガウジングの全てが含まれ、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。なお、自動溶接を行う場合、溶接中に溶接機のトーチに近づく等、溶接ヒュームにばく露するおそれがある作業が含まれ、溶接作業に付帯する材料の搬入・排出作業等は含みません。

2 新たな規制への対応例について

令和3年 4月1日～	<ul style="list-style-type: none">○ 作業主任者技能講習修了者が不在又は不足する場合、年度内に修了者の増員◎ 継続的に金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場について、個人サンブラーによる空気中の溶接ヒューム濃度の測定（年内に）◎ 金属アーク溶接等作業に従事する労働者に対する健康診断の実施（以降年2回）○ 上記濃度測定の結果に応じた換気装置等の準備及び呼吸用保護具の準備
令和4年 4月1日～	<ul style="list-style-type: none">◎ 作業主任者技能講習修了者の中から作業主任者を選任◎ 作業場内の溶接ヒューム濃度に応じた換気◎ 金属アーク溶接等作業に従事する労働者に呼吸用保護具を着用させる（粉じんにかかる呼吸用保護具は従前より着用させる義務があります）

上記のうち◎は法定の義務、○は準備事項を示します。

企業の安全衛生教育担当者様



出張講習のご案内

ぜひ
ご利用ください。

ご要望に応じ企業に出向いて行きます。

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

溶接ヒューム等取り扱う作業に作業主任者の選任が義務付けられます

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質（第2類物質）になりました

作業主任者の選任（※安衛法第14条）…… 令和4年3月31日まで経過措置あり

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を製造し又は取り扱う作業が新たに対象に加わります。上記作業については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任することが必要となります。 ※安衛法：労働安全衛生法の略称

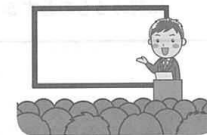
「労働安全衛生法施行令」、「特定化学物質障害予防規則」、「作業環境測定法施行規則」及び「作業環境評価基準」が改正され、令和3年4月1日から施行・適用されます。

※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行）

新たに「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、第2類特定化学物質として位置付け、作業主任者の選任（法第14条関係）、作業環境測定の実施（法第65条関係 塩基性酸化マンガンに係る業務に限る。）及び有害な業務に現に従事する労働者に対する健康診断の実施（法第66条第2項前段関係）を義務付けるなど、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するための改正です。

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習カリキュラム

- 1) 特定化学物質等による健康障害及びその予防措置に関する知識……4時間
- 2) 作業環境の改善方法に関する知識……4時間
- 3) 保護具に関する知識……2時間
- 4) 関係法令……2時間
- 5) 学科試験……1時間



修了証の交付

講習修了後学科試験合格者には「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了証」を交付します。

問い合わせ先：（公社）神奈川労働安全衛生協会本部
横浜市中央区相生町3-63ヤオマサビル3F TEL：045-662-5965